

政令第三百二号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める

政令

内閣は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十一月一日とする。

## 理由

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。